

### 第3部 男女共同参画に関する主な指標

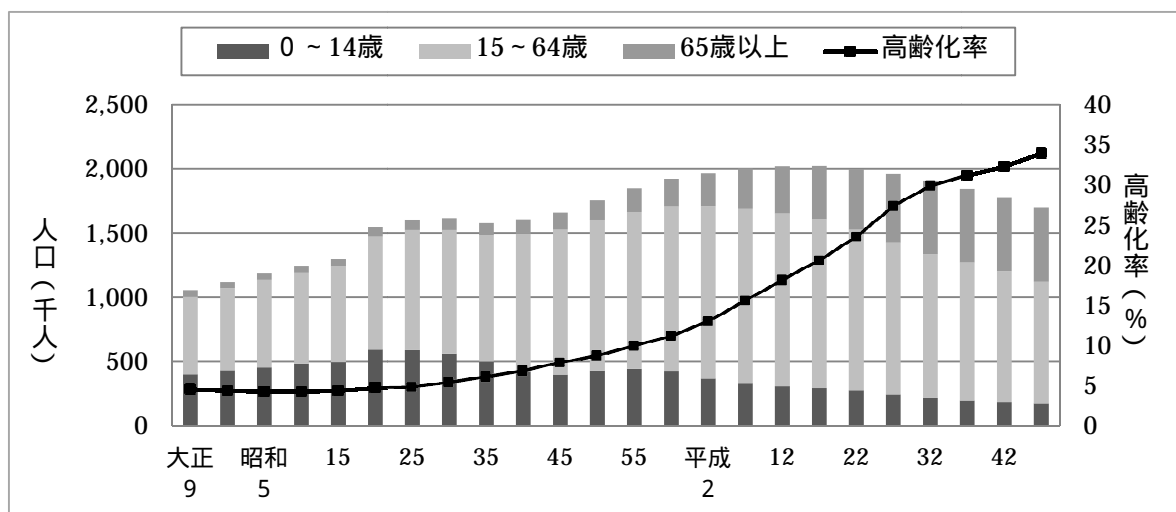
#### 1 男女共同参画をとりまく状況

国勢調査によると、群馬県の人口は、平成17年から減少に転じています。晩婚化、未婚化が進む中、合計特殊出生率はこちら数年増加の傾向にあるとはいえ、人口を維持するために必要な水準を下回っており、今後長期的に人口減少と高齢化が続くと予測されます。その結果起こると予想される、家族形態の変化や深刻な労働力不足に対応するためにも、男女共同参画の推進が求められています。

#### (1) 群馬県の年齢区分別人口と高齢化率の推移

国勢調査では、本県の生産年齢人口(15~64歳)は、平成12年以降減少しており、今後も減少していくことが予想されます。

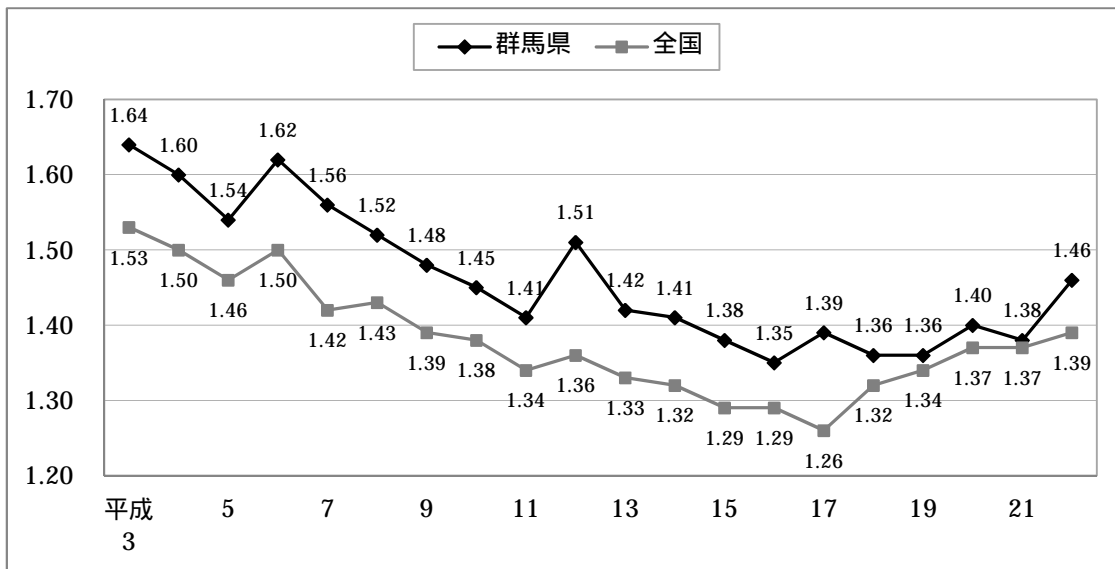
一方、老年人口(65歳以上)は、昭和25(1950)年以降急速な増加を続け、平成22(2010)年には昭和25年の6倍を超える47万520人となりました。県の総人口は昭和25年の約1.25倍であることから、老年人口の増加がきわめて急速であることがわかります。



資料出所：平成22年以前は総務省「国勢調査」、平成27年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別将来推計人口」(平成19年5月)

#### (2) 合計特殊出生率の推移

一人の女性が生涯に生む子どもの平均の数を表す、合計特殊出生率は、本県、全国ともに、近年は増加の傾向にあります。本県は常に全国平均を上回る数値で推移していますが、現在の人口を維持するために必要とされる2.07(人口置換水準)を大きく下回っています。



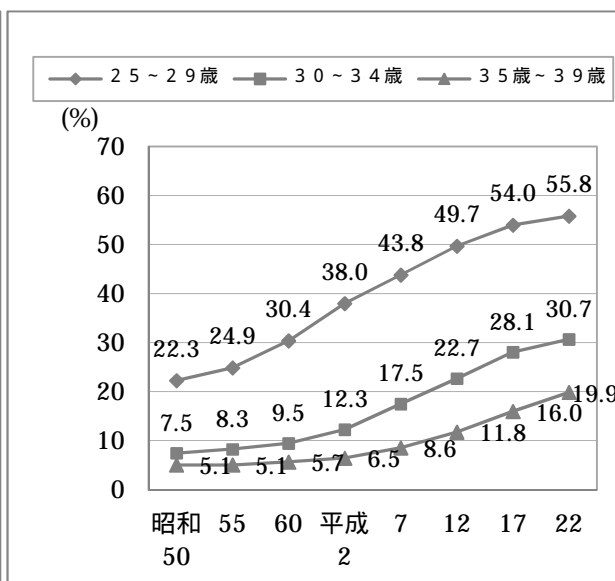
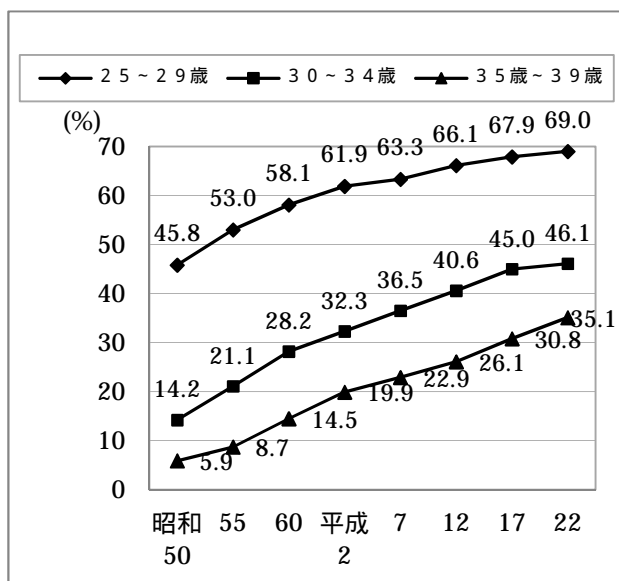
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集」

### (3) 群馬県の未婚率の推移

国勢調査では、35歳から39歳の未婚率は、昭和50(1975)年では男性で5.9%、女性で5.1%でしたが、平成22(2010)年には男性が35.1%、女性が19.9%と、それぞれ約6倍、約4倍に増加しています。未婚率の増加は少子化の要因になるとともに、家族形態の変化にも影響を及ぼすと考えられます。

男性

女性



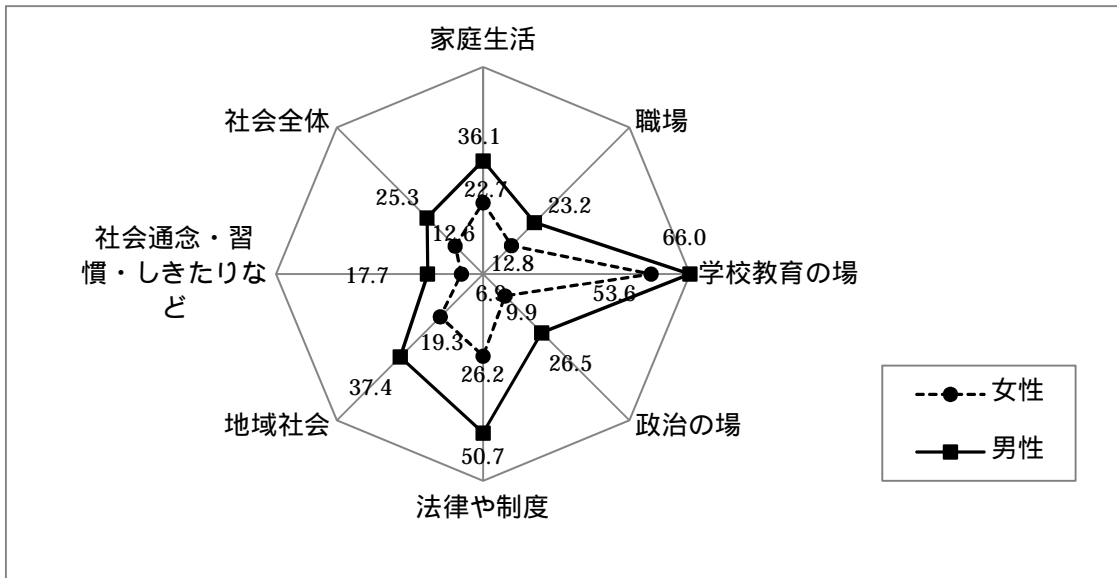
資料出所：総務省「国勢調査」

## 2 制度・慣行の見直しと意識の改革

社会の様々な領域における制度や慣行の中には、根強い固定的な性別役割分担意識が残り、各人が個性と能力を発揮するのを妨げていることがあります。このような制度・慣行の見直しと、「男女共同参画」についての正しい理解を進める事が、男女共同参画社会づくりを進める上で重要です。

( 1 ) 男女が平等と感じている人の割合 ( 分野別 )

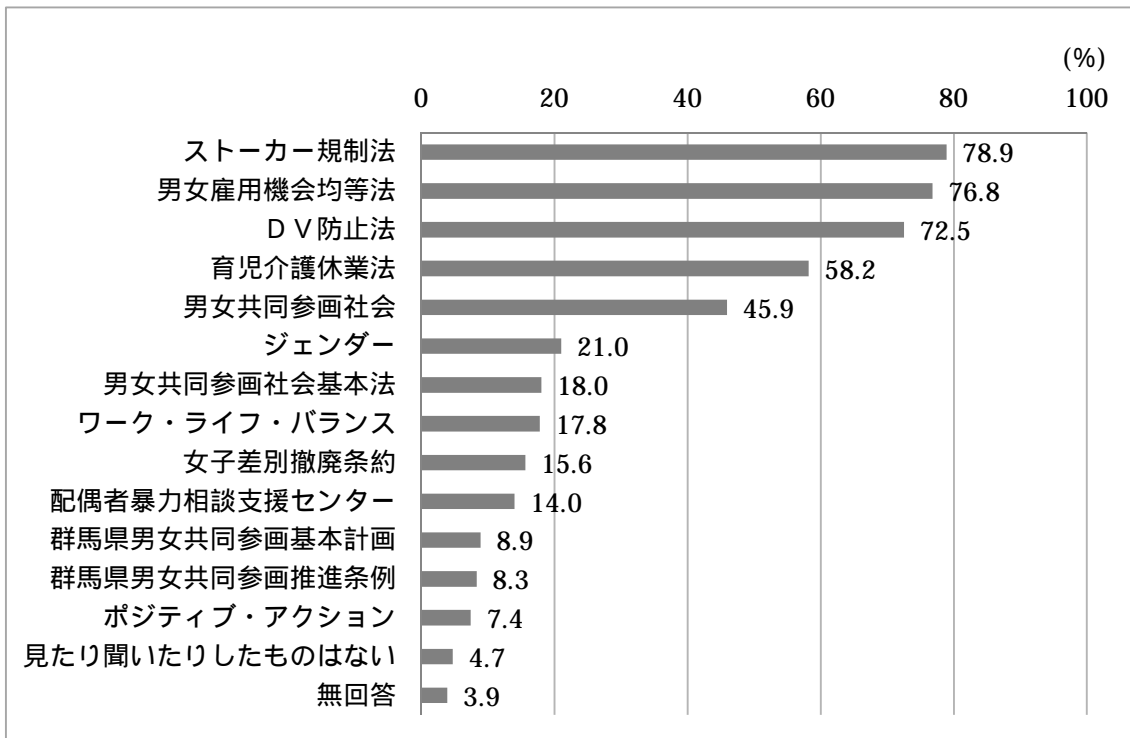
男女ともに、半数以上が平等と感じている分野は「学校教育の場」だけと、実感として「平等」が進んでいないことがわかります。また、すべての分野で女性よりも男性のほうが平等と感じる人の割合が高く、男女間で意識の差がみられます。



資料出所：群馬県「男女共同参画に関する県民意識調査」(平成21年度)

( 2 ) 男女共同参画に関する用語の周知度

平成21年度に実施した県の意識調査によると、「男女共同参画社会」という言葉を知っている人の割合は45.9%でした。男女共同参画社会基本法が平成11年6月に成立してから調査時点まで10年以上が経過していることを踏まえると、「男女共同参画社会」という用語の普及は進んでいるとはいえません。



資料出所：群馬県「男女共同参画に関する県民意識調査」(平成21年度)

## 用語解説

### 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

### 女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）

女性に対する差別を撤廃し、男女平等を実現するための基本的かつ包括的な条約です。昭和54(1979)年国連総会で採択され、昭和56(1981)年9月に発効しました。日本は、昭和55(1980)年7月に署名しましたが、条約の基準に達していない国内法の改正等が必要となり、国籍法改正、男女雇用機会均等法の整備などを経て、昭和60(1985)年に批准しました。

### ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

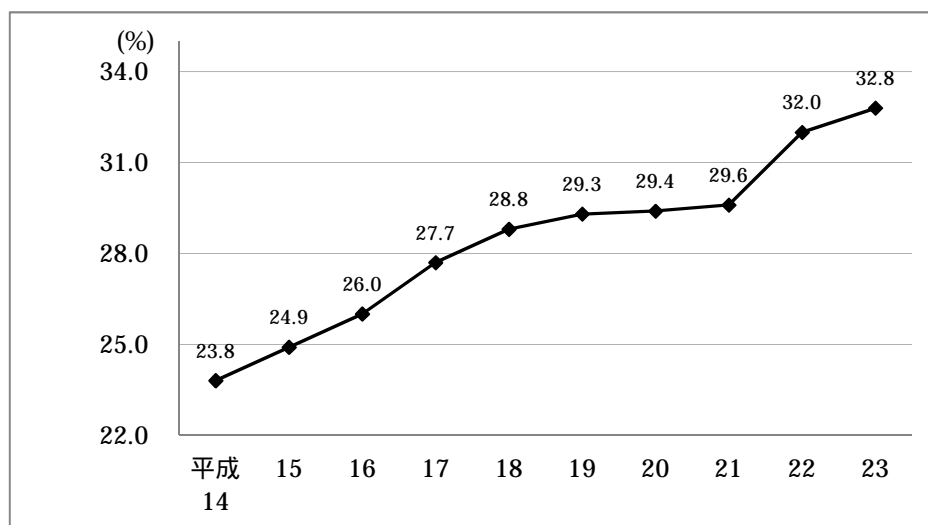
様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。

## 3 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現在、様々な分野への女性の参画は拡大傾向にあります。政策・方針決定過程に参画する女性は、まだ少ないのが現状です。男女共同参画社会の形成にあたっては、男女が社会の対等な構成員として、政策・方針決定過程に参画していくことが重要です。

### (1) 県の審議会等への女性の参画状況の推移

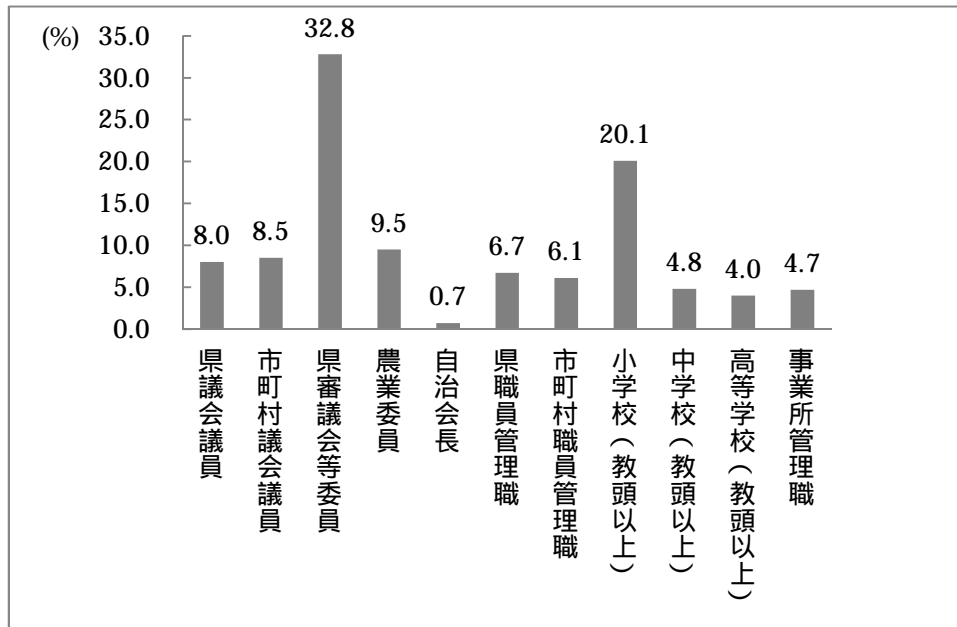
県の審議会等に占める女性の割合については、「群馬県男女共同参画基本計画(第3次)」において、目標を「平成27年度までに35%」と設定しています。女性の参画率は毎年増加していますが、平成23年度で32.8%となっています。



資料出所：群馬県人権男女共同参画課調べ

## ( 2 ) 県の各分野における女性の参画状況

「県審議会等委員」と「小学校（教頭以上）」を除くと、女性の参画率は1割未満と低率で、政策・方針決定過程においては女性はその能力を十分に発揮できていない現状があります。



県審議会等委員 H24.3、農業委員 H23.7、事業所管理職 H22.7、他は、H23.4 現在  
資料出所：群馬県男女共同参画課調べ

## 4 女性に対するあらゆる暴力の根絶

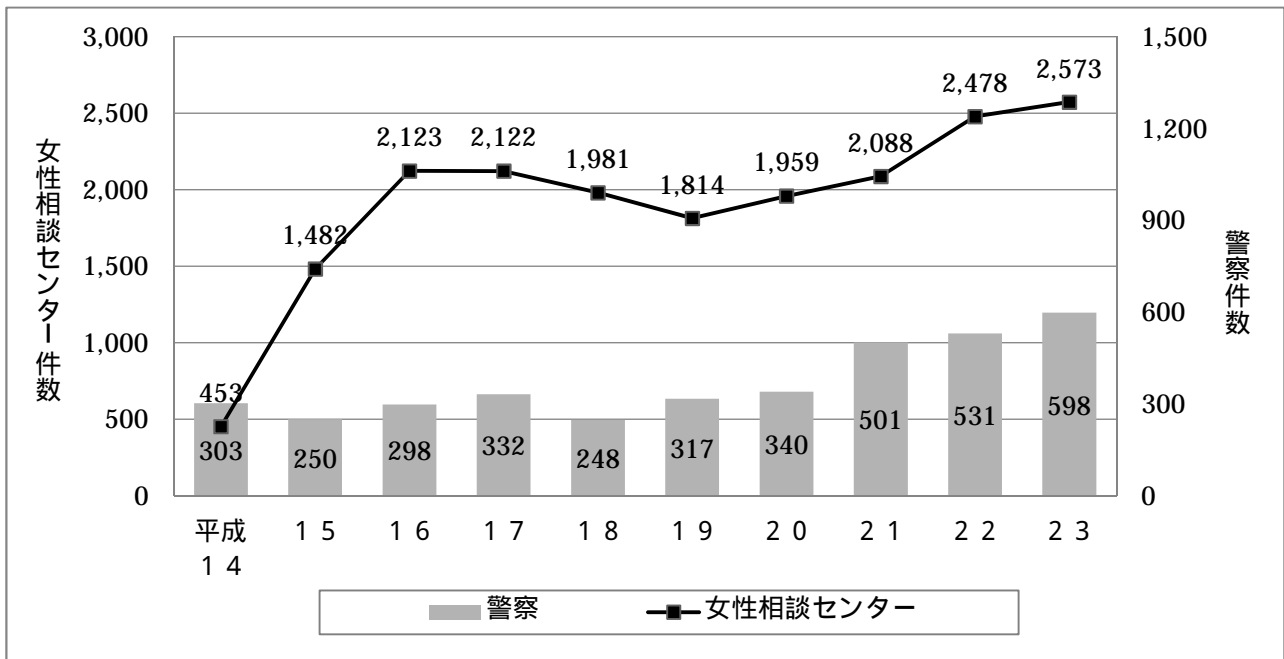
女性に対する暴力（配偶者・恋人からの暴力（DV）、性犯罪、ストーカー、セクシュアル・ハラスメントなど）は女性の人権に対する重大な侵害であり、その根絶は男女共同参画社会を実現するためには必ず達成しなければならない、重要課題です。

DV被害者からの相談件数は増加傾向にあります。暴力を受けても誰（どこ）にも相談しない被害者が多いのが現状です。

### ( 1 ) DV被害者からの相談件数の推移（群馬県）

県の女性相談センターに寄せられた、DV相談の件数は、平成16年度にかけて急激に増加しました。これは、相談体制の充実及び各種啓発活動の実施の結果、「相談件数の増加」という形で暴力が顕在化したためと考えられます。その後の相談件数は、2千件前後で推移していましたが、ここ数年再び増加の傾向にあります。

一方、警察が受けた相談件数は、300件前後で推移していましたが、平成21年に急増して500件を超えた後、さらに増加の傾向にあります。

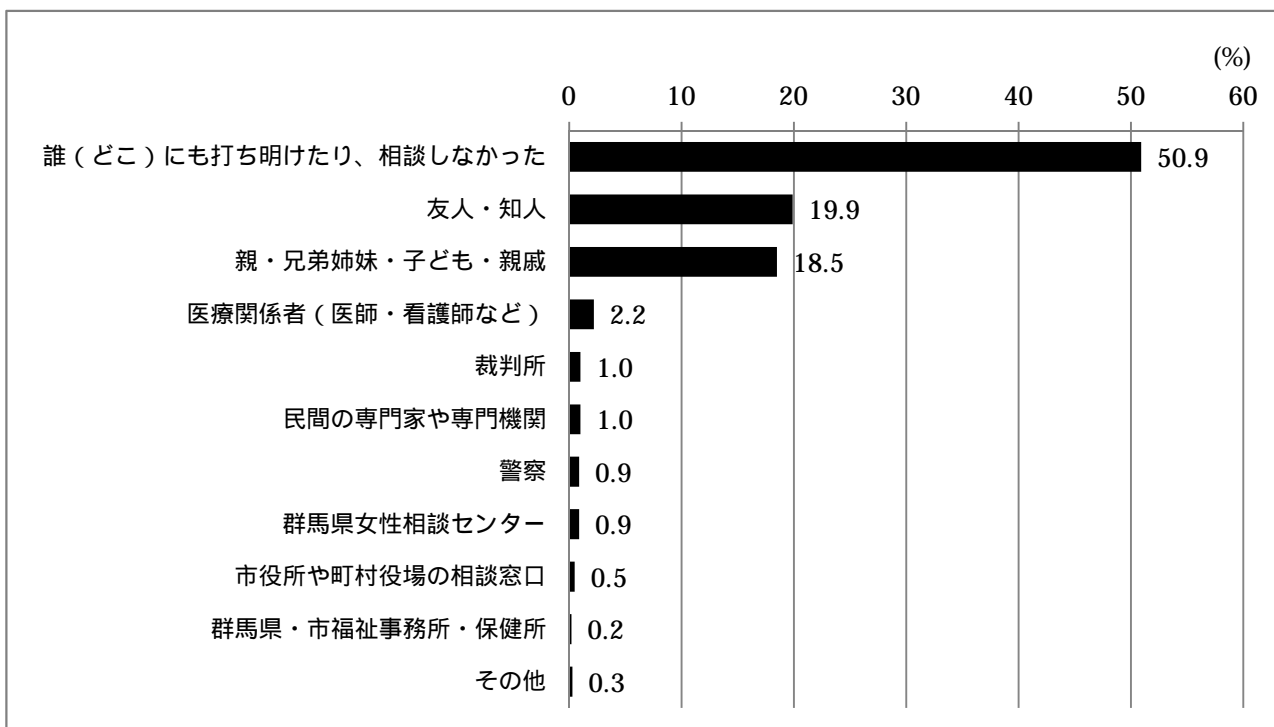


女性相談センターは年度、警察は暦年で集計

資料出所：群馬県人権男女共同参画課調べ、群馬県警察本部調べ

## (2) 夫婦・恋人間の暴力を受けた人の相談の状況 (群馬県)

平成23年度に実施した、県の意識調査によると、夫婦・恋人間の暴力を受けて、「誰(どこ)にも打ち明けたり、相談しなかった人」が約半分を占めています。次いで、「友人・知人」、「親・兄弟姉妹・子ども・親戚」が2割近くとなっており、女性相談センターや市町村の相談窓口などの公的機関に相談した割合は、わずかとなっています。



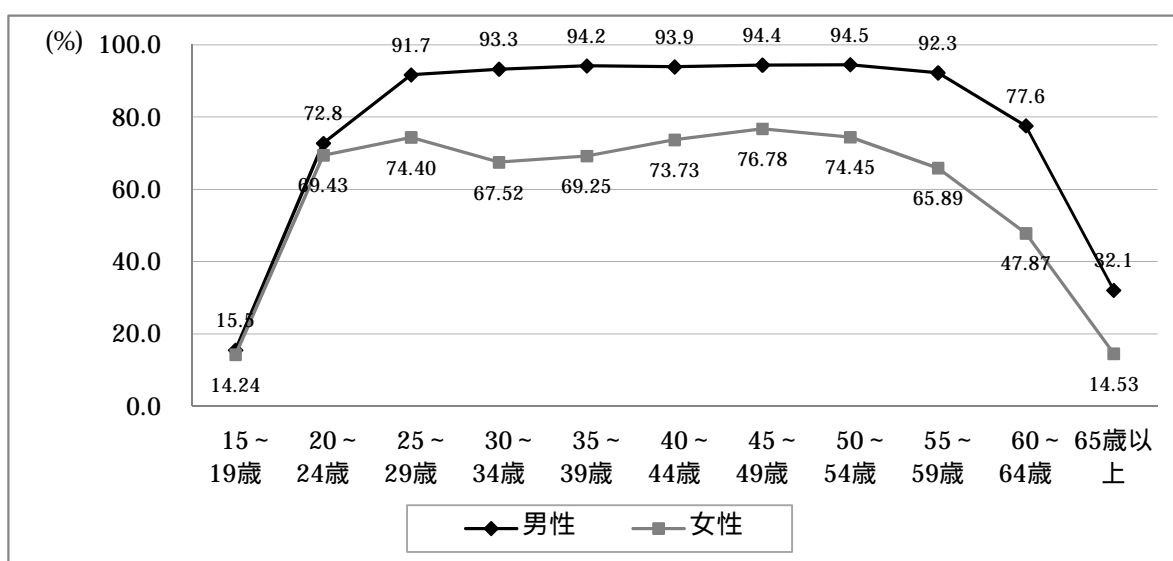
資料出所：群馬県「男女間の暴力に関する実態調査」(平成23年度)

## 5 家庭・雇用の場における男女共同参画、仕事と生活の調和

最近の経済情勢の悪化等を背景に女性の就業が期待される傾向も見られ、これまで以上に女性が働く環境の整備や、男性の職場中心のライフスタイルからの転換が求められています。長時間労働の抑制、仕事と家庭の両立支援を進め、特に育児や介護などを行いながら、仕事を続けたいと願う男女が、多様な働き方を選択できる支援策を進めていく必要があります。

### (1) 群馬県の年齢別労働力率

平成22年の国勢調査によると、男性の年齢別労働力率は、25歳から59歳までは90%以上の高水準で推移します。一方、女性の年齢別労働力率は20代後半で一度ピークを迎えた後、30代半ばにかけて低下し、その後40代後半にかけて再び緩やかに上昇するいわゆる「M字カーブ」の現象が見られます。結婚、出産、子育て期に就業を中断する女性が多いことがわかります。



資料出所：総務省「国勢調査」(平成22年)

### (2) 男女の1時間あたり所定内給与額及び格差の推移(群馬県)

平成23年の女性労働者の1時間あたりの所定内給与額単価は、1,312円で、男性の1,806円に対し72.6%となっています。男女の所定内給与額単価の格差は、平成18年がピークでしたが、その後縮小傾向にあります。

#### 用語解説

##### 所定内給与額

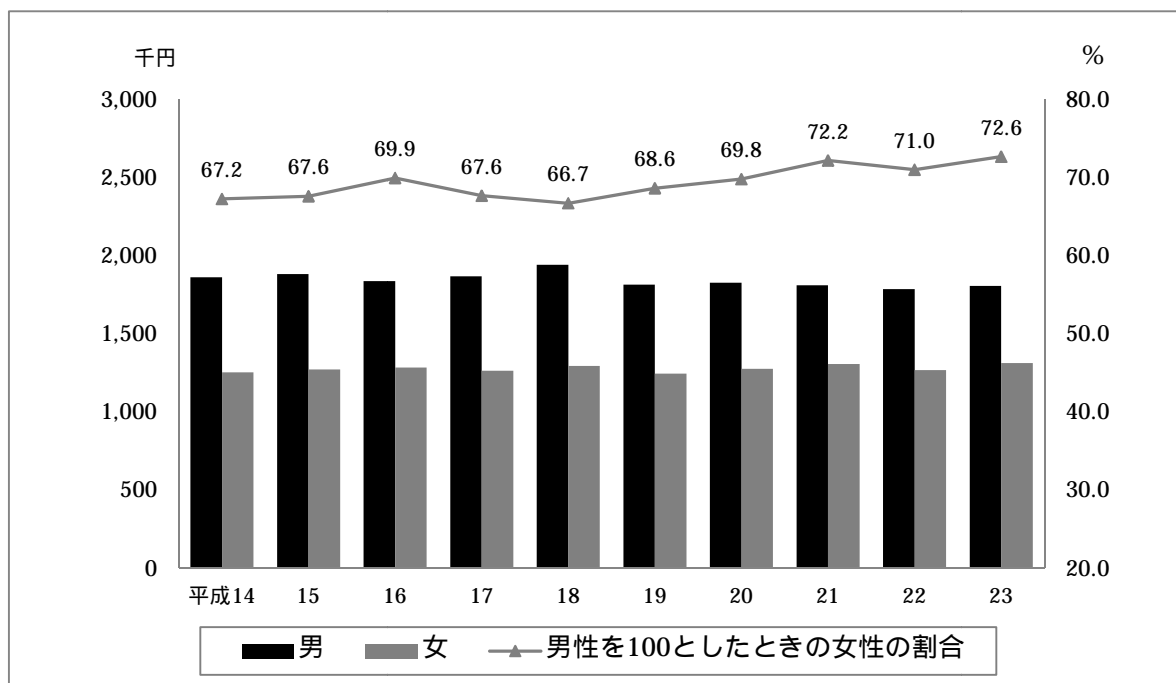
きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいいます。

##### 所定内実労働時間数

総実労働時間数から超過実労働時間数を差し引いた時間数をいいます。

##### 1時間あたり所定内給与額

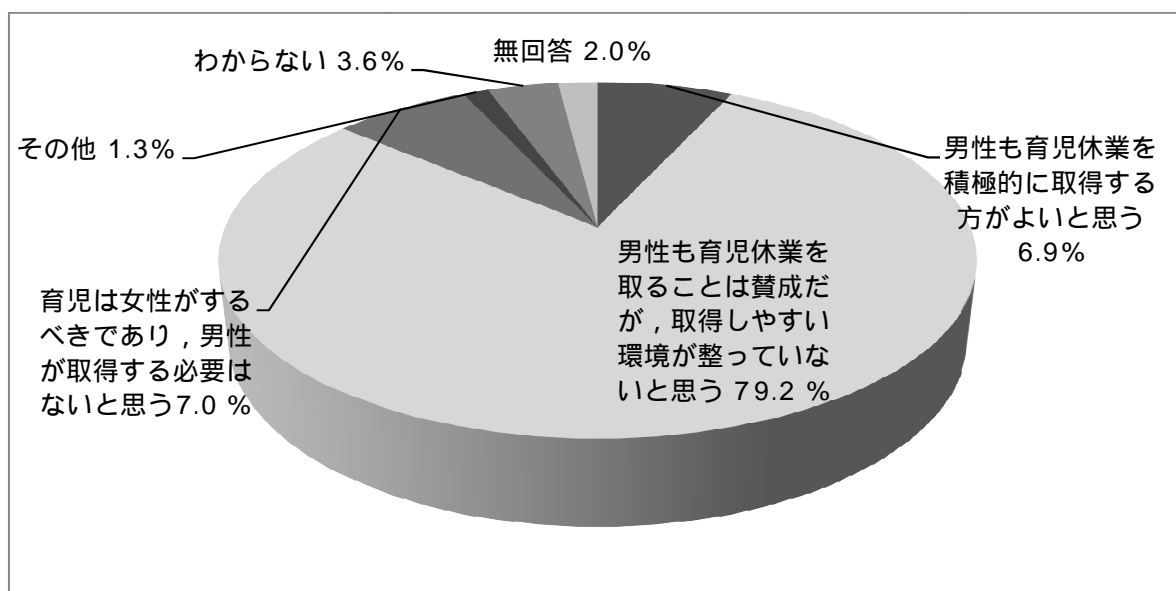
所定内給与額を所定内実労働時間数で除したものです。



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

### (3) 男性の育児休業取得についての考え方

平成21年度に実施した県の意識調査によると、男性の育児休業の取得についての考え方は、「男性も育児休業をとることは賛成だが、取得しやすい環境が整っていないと思う」が79.2%で最も多くなっています。



資料出所：群馬県「男女共同参画社会に関する県民意識調査」(平成21年度)